

充電インフラ整備促進に関する検討会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 電動車の普及と表裏一体である充電器について、EV の普及見通しや性能向上等を踏まえて、中長期的に持続可能で、利便性の高い充電インフラの整備に向けた関係者の見通しを共有することにより、課題解決に向けて講じていく措置を明確化することを目的として、本「充電インフラ整備促進に関する検討会」を設置する。

(事務局)

第 2 条 本検討会に係る事務は、経済産業省製造産業局自動車課が行う。

(構成員)

第 3 条 本検討会の構成委員は、第一条の趣旨に則し、事務局が指名する。(別紙委員等名簿参照)

(検討会の取扱い)

第 4 条 本検討会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 議論される内容が公共性の高いものであるため、会議は原則公開とする。ただし、個社の内容に関わる部分については、一部非公開とすることがある。
- (2) 議事要旨は、事務局において作成し、概要のみを経済産業省のホームページにて公開する。